

## 平成18年度「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」評価書（案）

|           |  |        |  |
|-----------|--|--------|--|
|           |  | 専門委員名： |  |
| 専門職大学院名   |  | 整理番号   |  |
| 教育プロジェクト名 |  |        |  |
| 申請担当者名    |  |        |  |

**1 教育プロジェクトの内容及び実施計画**（ 評定 \_\_\_\_\_ ）

8：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの内容及び実施計画が優れている。  
6：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの内容及び実施計画がある程度優れている。  
4：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの内容及び実施計画が若干不十分である。  
2：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの内容及び実施計画が不十分である。

（コメント）

<参考：審査方針>

1-① 特定の職業分野における高度専門職業人養成を目的とした教育の質の向上に貢献できる内容となっているか。  
1-② 教育プロジェクトの目標や計画が具体的かつ明確に設定され、実現性が高く妥当なものとなっているか。  
1-③ 教育プロジェクトは、実施する大学院の教員組織や教育課程等に見合う内容となっているか。  
1-④ 共同教育プロジェクトを行う場合、共同の教育プロジェクトを行う大学等との間で緊密な連携が図られる体制となっているか。

**2 教育プロジェクトの特色**（ 評定 \_\_\_\_\_ ）

8：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの特色が十分認められる。  
6：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの特色がある程度認められる。  
4：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの特色が必ずしも認められない。  
2：プログラムの目的に照らし、教育プロジェクトの特色が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

2-① 教育プロジェクトの目的及び内容は、創造性において優れた内容となっているか。取組方法（手段）に創意工夫が認められるか。  
2-② 教育プロジェクトの目的及び内容は、専門職大学院の教育の充実を図る上で特色を持ったものであるか。

### 3 教育プロジェクトの有効性（ 評定\_\_\_\_\_ ）

- 4：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの有効性が十分認められる。
- 3：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの有効性がある程度認められる。
- 2：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの有効性が必ずしも認められない。
- 1：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの有効性が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

- 3-① 国の支援終了後も、教育プロジェクトの成果等が発展する可能性が大きく、専門職大学院の教育にとって効果的に活用されるものであるか。
- 3-② 教育プロジェクトを実施することによって制度面の充実・発展に結びつくものであるか。

### 4 教育プロジェクトの評価体制（ 評定\_\_\_\_\_ ）

- 4：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制が十分認められる。
- 3：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制がある程度認められる。
- 2：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制が必ずしも認められない。
- 1：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの評価体制が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

- 4-① 組織として教育プロジェクトに対しての評価を適切に実施する体制の整備又は計画を有しているか。
- 4-② 評価結果を教育活動の質の向上及び改善に結びつけるシステムの整備又は計画を有しているか。

## 5 関係する業界の職能団体や企業との連携内容（ 評定 \_\_\_\_\_ ）

- 4：プロジェクトの目的に照らし、関係する職能団体や企業との連携が十分認められる。
- 3：プロジェクトの目的に照らし、関係する職能団体や企業との連携がある程度認められる。
- 2：プロジェクトの目的に照らし、関係する職能団体や企業との連携が必ずしも認められない。
- 1：プロジェクトの目的に照らし、関係する職能団体や企業との連携が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

5-① 企業・職能団体等、当該専門職大学院に関連する団体と連携した教育プロジェクトとなっているか。

## 6 教育プロジェクトの経過や成果等に関する情報公開の実施方法（ 評定 \_\_\_\_\_ ）

- 4：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの情報公開体制が十分認められる。
- 3：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの情報公開体制がある程度認められる。
- 2：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの情報公開体制が必ずしも認められない。
- 1：プロジェクトの目的に照らし、教育プロジェクトの情報公開体制が認められない。

（コメント）

<参考：審査方針>

6-① 教育プロジェクトの経過や成果等を波及させるために、積極的に情報を公開するための具体的方法が計画されるとともに効果的であるか。

| 各項目における<br>評価の合計  | 評価 _____  |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">総合評価</p> <p style="text-align: center;">( 評価 _____ )</p> | <p>4 この教育プロジェクトは、非常に優れたものである。</p> <p>3 この教育プロジェクトは、内容及び実施計画、特色、有効性、将来展望、評価体制等のいくつかの点で、優れたものが見受けられる。</p> <p>2 この教育プロジェクトは、内容及び実施計画、特色、有効性、将来展望、評価体制等のいくつかの点で選定する対象としては不十分な点が見受けられる。</p> <p>1 この教育プロジェクトは、選定する対象としては不十分である。</p> <p>&lt;参考：審査方針&gt;<br/>以下の事項を含め、総合的に優れたものであること。</p> <p>(1) 単なるシステム作りにとどまらず、具体的な実践を伴う取組みであること。</p> <p>(2) 関係する業界の職能団体や企業などと密接な連携が図られていること。</p> <p>(3) 効果が申請を行う大学院のみならず、同一分野をはじめとする多くの専門職大学院に波及するもの。</p> <p>(4) 財政支援終了後も教育プロジェクトの成果等が効果的に活用される見込みのあること。</p> |
| <p>&lt;総合評価所見&gt;</p>   |   |
| <p>(特に優れている点)</p>   |   |
| <p>(不十分な点)</p>  |   |